

昭和四十五年一月招集
昭和四十五年三月招集

千葉県館山市議会議録

館山市議会議

昭和十五年一月出版

第一回館山市議會臨時會會議錄

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會臨時會
第一回會議錄
昭和十五年一月

館山市議會臨時會

昭和四十五年一月招集

第一回館山市議会臨時会会議録目次

日	時	三
場	所	三
出席議員		三
欠席議員		四
出席説明員		四
出席事務局職員		四
議事日程		五
開	会	五
出席説明員の報告		五
議案の配付		六
会議録署名員の指名		六
会期の決定		六
提案理由の説明		七
議案の上程(議案第一号)		八

議案の内容説明	九
質 疑 応 答	一一
採 決	一二
議案の上程（議案第二号）	一三
議案の内容説明	一三
採 決	一四
議案の上程（議案第三号）	一四
議案の内容説明	一五
採 決	一八
議案の上程（議案第四号）	一八
議案の内容説明	一九
採 決	二〇
閉 会	二〇
本日の会議に付した事件	二一

第一回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年一月招集

一、昭和四十五年一月二十一日(水曜日)午前十時

一、館山市議會本會議場

一、出席議員 二十三名

- | | |
|-------------|-------------|
| 一番 吉田 勇治郎 | 二番 石 井 輝 久 |
| 三番 嶋 田 石 蔵 | 四番 伊 賀 多 朗 |
| 五番 藤 田 益 治 | 六番 磯 辺 博 |
| 七番 白熊盛太郎 | 八番 黒 川 正 |
| 九番 三 幣 勇 | 一〇番 西 村 真 次 |
| 一四番 速山ヨネ子 | 一五番 石 井 正 |
| 一六番 五十嵐 昇 | 一八番 安 西 益 男 |
| 一九番 島野茂樹郎 | 二〇番 中 村 省 吾 |
| 二二番 小沢恵太郎 | 二四番 田 中 祿 郎 |
| 二五番 田村源治郎 | 二七番 安 沢 徳 順 |
| 二八番 望 月 照 正 | 二九番 鈴 木 市 蔵 |

三〇番 山口 康

一、欠席議員 五名

一番 菊 井 敏 博 二番 小 柴 孝

一七番 江 田 徳 太 郎 二 三 番 飯 田 義 男

二六番 秋 山 六 三 郎

一、出席説明員

市 長 本 間 謙 助 役 畠 山 伝

収 入 役 高 木 哲 三 秘 書 課 長 太 田 博 雄

庶 務 課 長 小 倉 澄 男 人 事 課 長 小 沢 正 治

財 政 課 長 長 谷 川 広 治 建 築 課 長 池 田 春 雄

市 民 セ ン タ ー 館 長 羽 山 房 雄 教 育 長 高 木 正

教 育 委 員 会 沙 崎 政 光 教 育 委 員 会 保 健 体 育 課 長 川 上 賢 爾

一、出席事務局職員

事 務 局 長 高 梨 清 一 補 事 務 局 長 佐 高 尾 豊

書 記 兵 藤 恭 一 書 記 錦 織 睦 子

書 記 渡 辺 弘 書 記 庄 司 徹

書 記 木 高 松 雄

一、議事日程

昭和四十五年一月二十一日午前十時開議

日程第一 会議録署名員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第一号 館山市名誉市民条例の制定について

日程第四 議案第二号 館山市附屬機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第五 議案第三号 館山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第四号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第六号)

開 会

午前十時七分 開 議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十二名、これより昭和四十五年度第一回市議会臨時会を開会いたします。

出席説明員の報告

○ 議長 (西村真次君) 本臨時会の議案審査のため、地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に対し、本間市長、島山助役、高木収入役、太田課長、小倉課長、小沢課長、長谷川課長、池田課長、高木教育長、汐崎課長、川上課

長、羽山館長以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

○ 議長 (西村真次君) 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

○ 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名員に七番議員白熊盛太郎君、二四番議員田中祿郎君以上両君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき、尊会運営協議会の意見は本日一日ということでありませぬ。

おはかりいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期を本日一日と決定いたしました。
本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

- 議長 (西村真次君) これより本臨時会の案件につき市長の説明を求めます。本間市長。

(市長本間 謙君登壇)

- 市長 (本間 謙君) これより提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。

ここに、昭和四十五年の輝かしい新年を迎えまして、市議会議員のみなさまとともに館山市勢のますます発展を念願いたしましたのでございますことを心からうれしく存する次第でございます。

さて、本日本年初の臨時市議会を招集いたし、上程いたします案件は、条例関係三件、予算関係一件であります。まず条例関係としまして、館山市名誉市民条例の制定であります。これは市民または市と縁故の深い方が、社会、文化の発展、興隆さらに公共の福祉の増進に貢献した者に対し、名誉市民章をおくつて功績をたたえるところに、常に市民の師表とあおぐことにより市民意識、道義の高揚をはかろうとするものであります。ことに当市はベリンナム市と姉妹提携を結び、ますますその交流を通じて両市の発展に努めているおりから、国際親善等の目的で市の賓客として来訪した外国人に対しても特別名誉市民章をおくり、深くこれに対する敬意の念をあらわそうとするものであります。

名普市民章の決定等につきましては、名普市民選考委員会の議を経て市議会の同意により決定いたしたく存じますので、この条例に合わせて館山市附屬機関設置条例等の一部を改正いたしたいと存じます。なおこの委員構成は知識経験者による定数を十名以内、任期二ケ年とし、また非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の月額報酬表欄に同委員についての報酬額を千円として新たに加えるための条例の一部改正を行なおうとするものであります。

次に、館山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。これは昨年六月法律第四十一号をもつて公営住宅法の一部改正が行なわれ、主務官庁より市町村条例を基本法に適合させるため、改正するよう指示があり、この線の一部改正を行なうものであります。法のおもな改正点は、最近二カ年間引き続き決定収入の額が十五万円を越える高額所得者に対する通知、明け渡し努力義務が法定化されましたので、これに対する明け渡しの請求等条例で規定する改正、または老朽化した不良公営住宅の建てかえ事業が新たに法の上で規定され、これに伴う明け渡し請求と新たに建設された場合の入居の優先などを条例の中に規定するものほか、一部法令用語の統一と整理を行なおうとするものであります。

次に、予算関係としましては、一般会計補正予算第六号であります。これは三月下旬をもつて一応完成する予定であり、目下市民センター脇に建設をいそいでおります弓道場設置四十五坪五合について、さらに矢どめ板、あずち、奥行き一間半、間口八間の六十万の建設費を追加しようというものであります。以上簡単な説明に尽きるわけでございますが、詳細につきましては、関係課長等を出席させておりますので、よろしく慎重な御審議をお願い申し上げます。以上提案理由を説明申し上げます。よろしくどうぞ。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、議案第一号館山市名誉市民条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第一号 館山市名誉市民条例の制定について

議案の内容説明

○ 秘書課長 (太田博雄君) 議案第一号館山市名誉市民条例について御説明申し上げます。

まず第一条の目的でございますが、これは先ほど市長の提案理由にもありましたとおり、市民または市と縁故の深い方が社会、文化の発展、興隆や、さらには公共福祉の増進等に貢献されました人物を推挙しまして、郷土の誇りとして敬慕あるいは親愛というふうなものを身近に求めたいという願望が、いわゆる名誉市民条例を制定されました主たる目的なるものでございます。

第一条にございます館山市民または館山市に縁故の深い者と申しますのは、現在館山市には住んでいないが館山市で生まれた。言いかえれば館山市出身者または館山市に住んだことのある人、あるいは館山市には住んでおらず、住んだこともないが、館山市のために特に功績があつた者。広く、広義的に解釈しております。

他市の状況を見ますと、要件といたしましては、居住制限や年齢等の制限をしてある市もございます。このような制度と申しますようか、条例等が制定されましたのは、昭和二十四年に長崎市と仙台市が制定したのが初めてでございます。昭和四十二年末現在で全国で二百六十二市が制定されております。このうち八〇%の二百九市が名誉市民を持つて

ありますが、残りの五十三市はまだ名誉市民を持つておりません。と申しますことは、あながち名誉市民に推したいという対象の人物があつて名誉市民条例を制定した都市ばかりではないといふことが言えるわけでございます。

この条例によりまして、名誉市民として推挙しようとする人物の事績あるいは業績等は大きくわけまして、次の二つになると思います。一つには、学術、文芸、産業及び公共の福祉等広く文化の伸展に貢献した者、二つ目といつたしまして、市民生活の向上、市勢の発展等地方自治の伸展に功績のあつた者となるわけでございます。

次に、第二条の決定でございますが、これは名誉市民推挙の手續となるわけでございます。市長が選考委員会にて先議しまして、市議会の同意を得て決定することとなるわけでございます。二項の館山市名誉市民選考委員会の組織は、次の二号議案に出て参りますが、委員の数け十名以内、任期は二年といつたのと考えております。

第三条の名誉市民章でございますが、各市の状況等を見ますと、名誉市民章を設けて、これを授与しておる都市が百七十二市ございます。形といつたしましては、文化勲章のように首にかけまして前にかけるもの、あるいはバッヂ型のようなものが多いようでございます。このものにつきましては、他市のものをさらに検討いたし、選考委員会にはかりまして、さらに吟味、検討いたしたいと考えております。

次に、第四条の公表でございますが、名誉市民の推挙は当然本人には伝達が行なわれますが、その他氏名やその人の業績等を市の広報に掲載しておりますのが百三十三市ございます。館山もこのようにいたしたいと考えております。なお、名誉市民名簿を備へまして、名誉市民になられた方の氏名、その他必要な事項をこの名簿に記載いたしまして、永久保存いたします。

次に、第五条の礼遇でございますが、名誉市民に与えられる特典並びに待遇といつたしましては、一にあります市の公の式典に招待いたしまして、こうした場合に市民が日頃敬愛する名誉市民に接する場を設けることが適切であろうかと

考えたのでございます。このような制度を設けておりますのは二百三十四市ありまして、全体の八〇%を越えておるのが現状でございます。二の慶甲の際における相当の礼といたしましては、他市の状況を申し上げますと、公葬の執行を定めたもの、公の葬儀五十五市、その条例のある市が十三市、墓地の提供をしておる市が十市、さらに市長が弔辞をさげるとか、弔意をあらわす条例を持つておる市が百八十六市でございます。大多数の市がこれによるものでございます。本市におきましても、一応このものを考えていきまして、一応その時点におきまして、市長が必要と認められたものに対しては、その際執行することにしたと考えております。

次に第六条の特別名誉市民の件でございますが、各市の状況を見ますと、外国人に対します名誉市民の特別な条例をつくつておる市は新潟と高松市、二市だけしかございません。この特別名誉市民の件は、国際親善の意味で賓客として来訪した方たちを選ぶという事は、一般の方たちの名誉市民推挙とはおのずから制定の条件が違つております。先ほども申しましたように、外国人に対しましては、特別名誉市民としての称号が他市のものを検討しても妥当ではなからうかと考えたのでございます。公表等につきましては、一般の名誉市民と同様でございます。

以上で概略の説明を終わりますが、この案をつくりますにあたりましては、いずれも全国市長会から交付されました標準条例、その他県内の各市の条例等を参考といたしまして、つくりあげたものでございます。以上申し上げます。終了。

質 疑 応 答

(一一)

○ 議長 (西村真次君) 本案に対し御質疑願います。

○ 一四番 (遠山ヨネ子君) この条例をおつくりになるのに、市は現在在にかだれかというようなものがあつておつくりになるのですか。

○ 秘書課長 (太田博雄君) 先ほど説明の中にも申し上げましたとおり、まだ名誉市民条例をつくつておりませんが、名誉市民のない市が五十三市あると私申し上げましたが、当市といたしましても、別にこの方をという目的はございません。

○ 一四番 (遠山ヨネ子君) ほかのあれと違ひまして、これは相当各都市でやつていますから、確かに時代のあれの影響を受けているところがあると思います。非常に大事なことで、この選考については、やつぱりつばな市民をお出しになつて、りつばな名誉市民として、それはもちろん考えていらつしやると思いますが、ほかの委員やなんかに関してとさどき疑義を持ちますので、なお念のためそのようにお願いいたします。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四 議案第二号館山市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。

(書記朗読)

議案第二号 館山市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第二号につきまして御説明申し上げます。

ただいま議決いただきました館山市名譽市民条例の制定に伴いまして、名譽市民条例の第二条で名譽市民選考委員会の議を経て市議会の同意によつて、名譽市民を決定するというところでございますので、これに基づきまして、名譽市民の選考委員会という長の附属機関を設置する必要が生ずるわけでございます。この附属機関の設置に關しましては、館

山市附屬機關設置条例の中で、これからの附屬機關を総括いたしましたして、条例制定がされておるわけでございますのでその中へこの館山市名誉市民選考委員会の設置の目的と構成、定数等につきまして、この条例の中につけ加えていくという改正でございます。

それで、この委員に対しましては、第二条で非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例にさらにこれを加えまして、報酬につきましては、日額千円の部類の非常勤特別職として措置をするというものでございます。それでこれけ公布の日から施行して参りたいというものでございます。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第五、議案第三号 館山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

(「朗読省略」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 朗読省略の声がありますが、御異議ありませんか。——御異議なしと認めまして、朗読省略と決し直ちに説明を求めます。

議案第三号 館山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 建築課長 (池田春雄君) 議案第三号の御説明を申し上げます。

昭和四十四年六月十日づけて公営住宅法の改正がありまして、その改正に伴う市の管理条例を訂正、挿入、そういうようなものを提案した次第であります。字句の挿入のものと、新しく挿入されたものが高額所得者の明け渡し義務、それから建てかえ事業によるときの住宅に入っております者の明け渡ししななければならぬ。こういうものが新たにこの中に織り込んでこられた。

それで、高額所得者に対しては、高額所得者の収入状況によりまして、高額所得者である旨を通知するのであります。高額所得者が明け渡ししななければならぬ金額というものは、月十一万以上ですかの者、この収入は所得控除です

か、給与所得控除と扶養家族控除などをした金額です。それが十一万以上になつた場合には明け渡しをしなければならぬ義務を法文化した。今までは基準の所得以上の者になりますと、明け渡しをする努力を法文でいたしておりました。それは一種のほうでは五万、二種のほうでは三万以上の所得になりますと、今の努力が生じておつたんですが、その場合が今度は月十一万以上の人には明け渡ししなければならぬ。そういうような条例になりました。

それから建てかえ事業によるものは、これは不良住宅になるとか、それから都市計画とか、土地区画整理事業とか、そういう公共的のもので売つたり買つたりするというようなもの、次に新しく入るのには所得の關係とか、そのときに申し込みをあらためてしななければならないというようなことがこの条例に新しく入つてきました。二枚目の二十五条の次のところまでのそれぞれの字句のものは、現在の公営住宅法の事項を改めたり、訂正したり、そういうようなことがここにたくさんあがつております。これは公営住宅法にあるとありてあります。

それから、その次の高額所得者に対する通知、これは先ほど申し上げましたように、五年以上入居している者で二年間引き続いて十一万円を越える者を高額所得者というが、高額所得者の扶養控除と同居している親族、たとえば子供なり収入がある場合、その場合には合算する。子供のほうから二万七千円だけ控除するということが、その次の二です。

それから、二十六条中の改正であります、明け渡しの義務を言つております。

それから、次の二十七条の二、これは高額所得者に対して明け渡しの請求をすることができるという項目になつております。その場合に高額所得者が事情によりまして、猶予を願ひ出るといふ、猶予のことを二十七条の三ですか、そこに書いてあります。それは入居者が病気にかかつているとき、入居者が災害により著しい損害を受けたとき。入居者が近い将来定年で退職する等の事由によつて、収入が減少をすることが予想されるとき。その他各号に準ずる特別の事情にあるとき。このようなときに猶予を申し出れば猶予するということがございます。

その次の二十七条の三には、こういう方が立ちのく場合に、明け渡しを言い渡されたときに別なところにあつせしななければならぬということでございます。

それから、二十九条の二には、先ほど申し上げました建てかえ事業のときに、入居者は明け渡しをしなければいけませんということ。

それから、二十九条の三では、建てかえによつてどつかに移る。その人が市営住宅に入れる場合には、あらためて申し込みをしなければならぬことをうたつております。

それから、その次にある附則の五というところは、不良住宅になつた公営住宅の入居者というところは、今まで公営住宅のほうに入つておつた方が、建てかえをしたときによその住宅に入るといふ場合には二種ですと二万四千円、一種ですと四万ですか、以上の収入のある方は資格がなくなりませんが、この場合は四万円を越えても資格がある。こういうふうな建てかえの住宅に入ることができるといふようなことが書いてございます。

それから、六番目のところは、二種のほうで二万四千円が二種の基準の金ですが、二万四千円以下の人が二種に入れますが、今の不良住宅から建てかえのそちらに入る場合には、二万四千円を越えた場合において、そういう方は入れるということに認めるといふようなことを書いております。

附則のところにつきまして、高額所得者が十一万円と申しましたが、当分の間今まで住宅に入つておる方は十五万円、十一万円を十五万円とみなす。その期限は去年の六月十日において、その時点で三年経過してあと二年度、六月十日からあと二年の間、その間の方は十五万円の所得と読みかえる。それ以後新しく、六月十日以後に入つた方は十一万円のほうにする。当分の間、こういうふうな法文に書いてあります。

大体、以上のように字句の訂正、挿入、それから高額所得者の明け渡し義務、それから建てかえによる明け渡しの制

定というようにおこなうことがおもな条例の改正でございます。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議 案 の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 日程第六、議案第四号昭和四十四年度館山市一般会計補正予算第六号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第四号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第六号)

議案の内容説明

○ 財政課長 (長谷川広治君) 議案第四号の一般会計補正予算第六号について御説明を申し上げます。

今回の補正は第一条にお示しをいたしましたとおり、歳入歳出にそれぞれ六十万円を追加いたしました。歳入歳出の総額を十四億四千三百六十三万五千円というふうにいたしました。かように考えて編成をいたしてございます。細部につきましては、最後のページでございますが、歳入の面から御説明を申し上げます。

歳入、第八款の使用料及び手数料といたしまして、市民センターの使用料を今回六十万追加をいたしてございます。既定予算は百八十万でございますが、現在まで二百三十五万程度収入がございますので、年間大体七、八十万程度の差額が出て参ります。今回補正予算の財源といたしまして、六十万を計上いたしました次第でございます。

歳出はその裏のページでございますが、十款の教育費だけの補正でございます。六項の社会教育費内におきまして、市民センターの施設費の財源補正をいたしてございます。市民センターの施設費総額に対しまして、財源といたしましては、市民センターの使用料をその他の欄の特定財源として使用をいたしておるわけでございますが、その不足額を一般財源から補つておつたわけでございますが、今回六十万の歳入追加をいたしましたので、特定財源に六十万追加いたしました。一般財源の六十万を補正いたしました次第でございます。その一般財源としての分を七項の保健体育費において追加をいたしてございます。保健体育費につきましては、所管の課長から御説明を申し上げます。

○ 保健体育課長 (川上賢爾君) 体育施設費六十万の補正いただきまして、四百一十五千円にお願いをしたいと思います。内容を御説明申し上げますと、八節の報償費、これは五千円、弓道場の落成式の神主の謝礼でございます。十一節の

需用費五千円の減額でございますが、消耗器材費三万三千円を減額をいたしまして、弓道場落成式の費用としまして、食料費二万八千円を追加、需用費といたしましては、五千円の減額でございます。

十五節の工事請負費六十万でございますが、これは弓道場の建設工事請負費といたしまして、安全管理並びに危険防止という観点から矢どめ工事と、それからの場の工事、あずち工事でございます。これを六十万補正をお願いするといふことでございます。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

閉 会

○ 議長（西村真次君） 以上により本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。よつてこれにて第一回市議会臨時会を閉会いたします。
ごくろうさまでございました。

午前十時五十分

閉

会

○ 本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第一号乃至議案第四号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会 議長

“ 議員

“ 議員

西村喜博
白熊藏太郎
田中祿政

第六頁